

子ども・子育て支援制度のご案内



開 成 町

令和6年9月作成

1. 子どものための教育・保育給付の認定について



現行制度では、幼稚園、保育所などの利用にあたり「必要性の認定制度」が導入されました。幼稚園（新制度移行園）、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育事業など）の利用を希望される保護

者の方は、就労状況や家庭状況に応じた「子どものための教育・保育給付」の認定を受け、それに応じて施設・事業を利用していただきます。
なお、認定は次の3区分となります。

(1) 3つの認定区分

1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (満3歳以上・保育認定)	3号認定 (満3歳未満・保育認定)
お子さんが満3歳以上で幼稚園等での教育を希望される場合。親の就労など「保育を必要とする事由」は不要。 〔主な利用先〕 幼稚園（新制度移行園）、認定こども園（幼稚部）	お子さんが満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合。 〔主な利用先〕 保育所、認定こども園（保育部）	お子さんが満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合。 〔主な利用先〕 保育所、認定こども園（保育部）、小規模保育事業等

(2) 保育を必要とする事由・保育の必要量

(1)の認定区分のうち、2号認定又は3号認定を受ける方は、「保育を必要とする事由」が必要です。

また、保育を必要とする事由により、保育の必要量が「保育標準時間（11時間）」と「保育短時間（8時間）」のいずれかに区分されます。

 **保育標準時間（11時間）**


就労
(120H以上/月)


疾病・障がい

その他、

- 妊娠・出産（出産月を挟んで前後2か月）
- 同居又は長期入院している親族の介護・看護
- 就学（職業訓練校など）
- 虐待やDVの恐れがある場合

 **保育短時間（8時間）**


就労
(64H～120H未満/月)


求職活動
(3か月間)

その他、

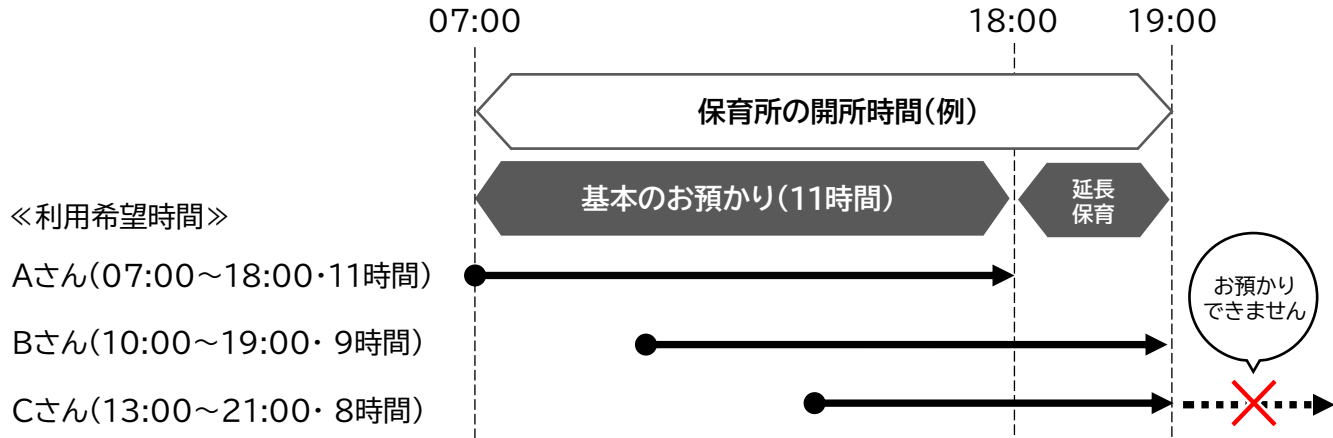
- 育児休業（上の子が在園時のみ）



保育標準時間(11時間)

- 就労(120H以上/月)
- 疾病・障がい
- 妊娠・出産(出産月を挟んで前後2か月)
- 同居又は長期入院している親族の介護・看護
- 就学(職業訓練校など)
- 虐待やDVの恐れがある場合

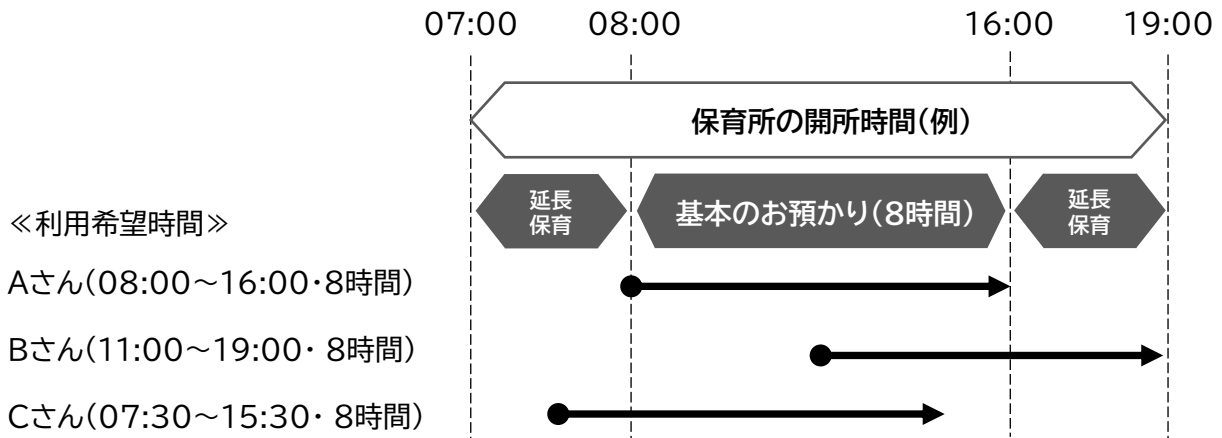
利用可能時間の例(町内保育所の場合)



保育短時間(8時間)

- 就労(64H~120未満/月)
- 育児休業
- 求職活動

利用可能時間の例(町内保育所の場合)



※ 上記の開所時間や保育時間の設定時間は一般的な例です。実際の時間は、園によって異なりますので、ご注意ください。

※ 延長保育については別途料金がかかります。延長保育実施状況は園によって異なります。

※ 実際に園を利用する場合は、好きな時間に登園してよいわけではなく、園で定めた時間までに登園する必要があります。

※ 子どもが在園中に妊娠・出産し、その後育児休業を取得した場合は、短時間保育に変更します。

2. 子どものための教育・保育給付 保育料について



子どものための教育・保育給付の対象となる施設（保育所等）の保育料は、家庭の所得状況に応じて算定します。原則、保護者それぞれの町民税額を合算します（ひとり親世帯の場合は一人分のみ）。4～8月分の保育料は、世帯の前年度の市町村民税所得割額

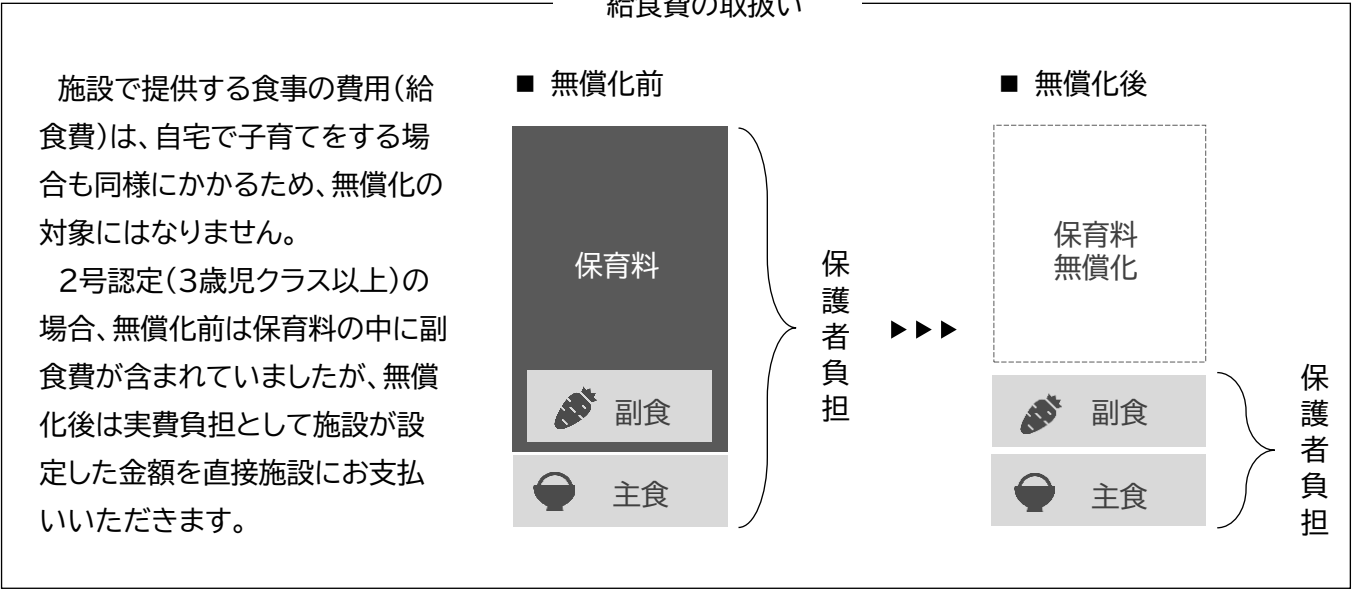
の年額、9～3月分の保育料は、世帯の当年度市町村民税所得割額の年額をもとに算定します（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません）。

	R7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8年1月	2月	3月
保育所保育料	令和6年度（令和5年中の収入）の町民税額を基に算定					令和7年度（令和6年中の収入）の町民税額を基に算定						

令和元年10月から、子どものための教育・保育給付の1号認定、2号認定（3歳児クラス以上）、市町村民税非課税世帯に属する3号認定（0歳児～2歳児クラス）の利用の保育料が無償になりました。

ただし、実費として徴収されている費用（通園送迎費、給食食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です。

給食費の取扱い



(1)子どものための教育・保育給付 3号認定の保育料(ひとり親等以外の世帯)

保育所、認定こども園(保育部利用)、小規模認可保育園を利用する場合

階層区分	3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0	0
市町村民税非課税世帯	0	0
所得割課税額48,600円未満	10,100	9,900
所得割課税額48,600円以上58,200円未満	12,100	11,800
所得割課税額58,200円以上67,900円未満	13,600	13,300
所得割課税額67,900円以上77,600円未満	15,400	15,100
所得割課税額77,600円以上87,300円未満	17,300	17,000
所得割課税額87,300円以上97,000円未満	19,300	18,900
所得割課税額97,000円以上109,000円未満	22,000	21,600
所得割課税額109,000円以上121,000円未満	24,800	24,300
所得割課税額121,000円以上133,000円未満	26,900	26,400
所得割課税額133,000円以上145,000円未満	29,000	28,500
所得割課税額145,000円以上157,000円未満	31,000	30,400
所得割課税額157,000円以上169,000円未満	33,000	32,400
所得割課税額169,000円以上191,000円未満	35,700	35,000
所得割課税額191,000円以上213,000円未満	38,400	37,700
所得割課税額213,000円以上235,000円未満	41,400	40,600
所得割課税額235,000円以上257,000円未満	43,900	43,100
所得割課税額257,000円以上279,000円未満	47,000	46,200
所得割課税額279,000円以上301,000円未満	49,800	48,900
所得割課税額301,000円以上349,000円未満	53,500	52,500
所得割課税額349,000円以上397,000円未満	57,300	56,300
所得割課税額397,000円以上	62,900	61,800

- ① 年齢は入所している年度の4月1日時点での年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって3歳児になっても、無償化の対象とはならず、その年度内は上記の料金表により算定します。
- ② 所得割が57,700円未満の世帯の方
保護者と生計を一にする子(年齢上限なし)のうち、年齢の高い児童から上記の料金表、2人目は半額(100円未満切捨て)、3人目以降は0円となります。
- ③ 所得割が57,700円以上の世帯の方
同一世帯に「対象施設(※)」に入所又は支援を受けている就学前児童がいる場合は、その子のうち年齢の高い児童から1人目は上記の料金表、2人目は半額(100円未満切捨て)、3人目以降は0円となります。

※ 対象施設
認可保育園／幼稚園／認定こども園／地域型保育事業／特別支援学校幼稚部／児童心理治療施設／児童発達支援／医療型児童発達支援

(2)子どものための教育・保育給付 3号認定の保育料(ひとり親等世帯)

保育所、認定こども園(保育部利用)、小規模認可保育園を利用する場合

階層区分	3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0	0
市町村民税非課税世帯	0	0
所得割課税額48,600円未満	5,000	4,900
所得割課税額48,600円以上58,200円未満	6,000	5,900
所得割課税額58,200円以上67,900円未満	6,800	6,600
所得割課税額67,900円以上77,101円未満	7,700	7,500

※ 所得割課税額77,101円以上の場合は、ひとり親等世帯以外の世帯の料金表を適用します。

※ 上のお子さんの年齢に関係なく、第2子以降は無料となります。

- ① 年齢は入所している年度の4月1日時点での年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって3歳児になっても、その年度内は上記の料金表により算定します。
- ② 保護者と生計を一にする子(年齢上限なし)のうち、年齢の高い児童から上記の料金表、2人目以降は0円となります。
- ③ 婚姻歴のない(未婚)ひとり親家庭に対しては、寡婦(夫)控除をみなし適用して算定することで、保育料が減額になる場合があります。該当する方は、事前にお問い合わせください。

ひとり親等世帯とは・・・

- ひとり親世帯(寡婦(夫)控除のみなし適用を受けているひとり親世帯を含む。)
- 次の在宅障がい者(児)のいる世帯(保育料の算定に当たり手帳等の写しの提出が必要となります。)
 - ☐ 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ☐ 療育手帳の交付を受けた者
 - ☐ 特別児童扶養手当の支給対象児童
 - ☐ 国民年金の障害基礎年金等の受給者

3. 子育てのための施設等利用給付について



令和元年10月に子どものための教育・保育給付の対象となる部分以外の保育サービスの利用料に対して、給付が受けられる制度が新たに創設されました(子育てのための施設等利用給付)。

保育の必要性が認められれば、認可外保育所やファミリー・サポート・センター、等に通う場合も給付が受けられます。

詳細については町ウェブサイトをご覧ください。

町ウェブサイトはこちら



開成町こども課
こども支援班



0465-84-0327

(平日08:30~17:15)



kodomoka@town.kaisei.kanagawa.jp



◀ 入園に関する案内
(町ウェブサイト)